

どっとり 土地改良だより



発行
みどり
水土里ネットとっとり

鳥取県土地改良事業団体連合会

〒680-0911 鳥取市千代水四丁目37番地

TEL (0857) 38-9500 FAX (0857) 38-9577

<http://www.totirengonet.or.jp>

印刷所 日ノ丸印刷株式会社



「ゆったり」(農村の風景フォトコンテスト2017準特選作品)

○平成30年度中国四国土地改良事業団体連合会協議会総会 鳥取市にて開催	2
○平成30年度「鳥取県農地・水・環境保全協議会通常総会」を開催	3
目 ○「土地改良法の一部改正に係る説明会」を開催	4~5
○水土里ネットとっとり職員研修会を開催	6
○とっとり水土里の女性会 通常総会及び研修会を開催	7
○土地改良等に関する相談	7
次 [シリーズ]	
○元気女子発見隊 Real Voice	8
○編集後記	8

平成30年度中国四国土地改良事業団体連合会協議会総会 鳥取市にて開催

5月24日（木）ホテルモナーク鳥取において、平成30年度中国四国土地改良事業団体連合会協議会総会が開催されました。

まず、開会にあたり主催県である鳥取県土地改良事業団体連合会榎本武利会長より「中国四国は中山間地域を多く抱えており、農村地域の保全維持が極めて深刻な状況にあります。今後は、農地中間管理機構と土地改良区との連携を円滑化し、農地の整備と集積・集約化を併せて推進するとともに、汎用化・畑地化、施設の維持・保全等の強化を重点的に取組む必要があります。本協議会といたしましては、こうした、国が目指す施策に一致協力するとともに、持続可能な農業の実現により、将来にわたり農業に魅力を感じてもらえるよう、積極的な農業・農村対策の強化と、農業農村整備の更なる推進に向けて取組んで参りたい。」と挨拶がありました。

続いて、来賓の中国四国農政局坂井康宏局長から「土地改良区の運営については、大きな課題ではありますが、その運営基盤をしっかりとしていくという意味でも担い手への農地集積を図っていくことは非常に重要な課題だと考えています。農地中間管理機構関連事業の活用も含めて担い手への農地集積を積極的に進めることで、地域農業のさらなる持続的な発展が見込め、土地改良区の運営基盤がしっかりと出来ていく。担い手への農地集積を農業委員会、農協、農地中間管理機構、そして土地改良区等の関係機関と行政が一体となって進めることが重要と考えています。」と挨拶されました。また、来賓の鳥取県農林水産部村尾和博部長からは「鳥取県の農業生産額は、平成26年度が底で、今V字回復しているところであり、鳥取県として農業生産額1,000億円達成プランを作成しています。しかし、基盤条件が不良であれば、担い手への集積や生産拡大は難しい。これから、農地中間管理機構関連の基盤整備など農地条件の整備を強く推進していくたい。」と挨拶されました。

その後、榎本会長が議長に選出され、議事に入りました。

第1号議案 農業農村整備推進の要望事項について

- 1.中国四国地域の農業農村整備に必要な当初予算を確保すること
- 2.多面的機能支払交付金の予算を確保すること
- 3.農村地域防災減災事業の定額助成の延伸を行うこと
- 4.土地改良制度の見直しに伴う土地改良区への支援を行うこと

第2号議案 本年度の事業計画について（事業活動及び日程等）

第1号議案の国等への要望事項及び第2号議案の事業日程等は全会一致で承認されました。

また、中国四国農政局設計課渡邊雅彦課長より、予算状況などについて情勢報告して頂きました。最後に、鳥取県土地改良事業団体連合会宮脇正道副会長から「各県の皆様と一致団結して、早速、6月末に要望活動できるように、多数の参加をお願いします。」と閉会挨拶されました。



平成30年度「鳥取県農地・水・環境保全協議会通常総会」を開催

5月8日（火）に「鳥取県土地改良会館」において、平成30年度「鳥取県農地・水・環境保全協議会通常総会」を開催しました。

総会では、最初に鳥取県農地・水・環境保全協議会榎本会長より「本年度、県内の活動組織のうち約4割が活動終了を迎える。活動組織では、高齢化による役員不足、事務を担う人材不足等により、継続が困難な活動組織が多く出てきている。協議会としては、県、市町村と連携して、継続して頂くよう働きかけていきたい。」と挨拶がありました。次に、鳥取県農林水産部村尾部長に挨拶を頂き、榎本会長が議長となり2議案について慎重に審議され、いずれの議案も原案どおり可決されました。

承認された議案は次のとおりです。

- 議案第1号 平成29年度事業報告について
- 議案第2号 平成29年度収支決算について
- その他 平成30年度事業計画及び平成30年度収支予算について（書面議決済み）
国等への提案・要望について

なお、村尾部長から「広域化していく中で、活動に取組んでいない地区を取込んでいくというような組み立てが必要となっている。今は、人・農地プランの作成、農業委員会の推進委員が進めている活動なりとタイアップしてやっていかないと、市町村担当者だけでは難しいと思われる。県としても知恵は出すので、ターゲットを絞って多面的活動を広げていけたらと思う。」という意見がありました。

宮脇湯梨浜町長からは、「地域によって格差がある。一部地域ではなかなか取組んで頂ける環境にないが、その地域で一本化できないか、土地改良区に働きかけていけたらと思っている。」との発言がありました。

平成30年度は、広域化の推進と活動終了組織の平成30年度以降の継続取組みを関係機関と協力しながら実施していきます。



榎本会長の挨拶



通常総会の様子

「土地改良法の一部改正に係る説明会」を開催

良法の一部改正に係る



榎本会長の挨拶

このたびの土地改良法の改正は、土地改良区にとって大きな改正であり、速やかに内容を説明する必要があると考え、本会が主催し、5月22日(火)倉吉未来中心において、説明会を開催しました。

当日は、農繁期の忙しい中ではありましたがあ、県・市町村職員、土地改良区の役職員など111名の参加がありました。

開会にあたり、鳥取県土地改良事業団体連合会榎本武利会長より「これまでハードに対応するための改正であったが、今回の改正は土地改良区の体制に係る(ソフト)改正です。今回の説明会で終わりということではなく本会は県と力を合わせて土地改良区の皆さんに今後も出前講座などに努めていきますので、お声掛けして頂きたい。また、農業農村整備予算について、今年度も皆さんと一緒に

なって予算確保に取組んでいきたい。」と挨拶がありました。

引き続いて、農林水産省土地改良企画課島尾政司課長補佐から資料を用いて、一部改正の内容について、丁寧で分かり易い説明がありました。

また、土地改良区から事前にご質問を頂いていましたが、その回答についても説明がありました。

当日も「組合員と准組合員の合意の上で、賦課金を折半したいと言われた場合、断ることはできないか」という問い合わせがあり、「申し出を土地改良区は、断ることはできない」という回答でした。

改正の概要は、以下のとおりです。



<法律案の概要>

1. 土地改良区の組合員資格に関する措置

- 所有者から耕作者への資格交替に係る農業委員会の承認制の廃止(届出制の導入)
- 農地中間管理機構が農地の貸借を行う場合の資格喪失通知の手続簡素化
- 貸借地の所有者又は耕作者で事業参加資格がないものに准組合員(※1)の資格を付与
※1 議決権・選挙権を有しないが、総会に出席して意見を述べることが可能。また、組合員との間で賦課金・夫役の一部を分割して負担することが可能。
- 理事の5分の3以上は、原則として耕作者たる組合員
- 利水調整規程を策定し、利水調整をルール化
- 地域住民を構成員とする団体に施設管理准組合員(※2)の資格を付与
※2 議決権・選挙権を有しないが、総会に出席して意見を述べることが可能。また、土地改良施設の管理への協力を求めることが可能。

2. 土地改良区の体制の改善に関する措置

○総代会制度の見直し

- ・総代会の設置要件を組合員200人超から100人超に引下げ、総代定数は30人以上
- ・総代選挙について選挙管理委員会による管理を廃止
- ・総代の書面・代理人による議決権行使を導入

○土地改良区連合の事業範囲を運営事務・附帯事業に拡充

- 決算関係書類として、収支決算書に加え、原則として貸借対照表を作成し、決算関係書類の作成・公表に係る手続規定を整備(複式簿記の導入)
- 監事のうち1人以上は原則として員外監事

施行期日は、平成31年4月1日とする。ただし、貸借対照表に係る規定は、平成34事業年度から適用する。

事前質問（抜粋）

質 問	回 答
○財政会計制度の見直しについて 土地改良区の監事のうち、1人以上は、原則として員外監事を選任するものとするとあるが、組合員外から選任しなければならないという事になれば、どのような者が適任なのか。	員外監事には、公認会計士等の有資格者である必要はなく、 (1)地方公共団体や農協の退職者 (2)商工会議所の職員の退職者 (3)会社で会計事務に携わっていた者等を想定しています。
①組合員と准組合員との間での賦課金の分割負担の方法は。 ②また、賦課金の負担義務のある准組合員が滞納した場合に、准組合員に対して滞納処分ができるのか。	①組合員と准組合員との間の賦課金の分担方法は双方の合意形成に基づき分担することとなります。分担の具体的方法としては、例えば、特別賦課金と経常賦課金を分担する方法や1/2ずつといった割合が考えられます。 ②准組合員に負担義務が生じている賦課金等を滞納した場合には、土地改良区は支払い・履行を督促し、強制徴収（滞納処分）を課すことが可能となります。
①総代が代理人をもって議決権を行使するための要件は。 ②また、代理人は、誰（他の組合員、家族？）になるのか。	①②総代の代理人は、他の組合員1名が代理人となることが可能となっており（総会の代理人は、その組合員と住居及び生計を一にする親族又は他の組合員3名まで）、代理権を証する書面を土地改良区に提出する必要があります。
○3年後に、貸借対照表を作らなかった場合の罰則はあるのか。	貸借対照表を含む決算関係書類については、土地改良区の事務所に備えなければならないとされ、当該書類を備えなければ、理事は、20万円以下の過料が課されることとなります。

本会は、鳥取県と連携しながら、これまで行っています土地改良区等役職員研修会、土地改良相談、さらには個別の出前講座等により、土地改良区等への周知に努めていますので、何かございましたら、ご連絡お願いします。

会 員 情 報

【理事長の交替】

土地改良区名	新	前	就 任 日
大鴨土地改良区	黒川 幸人	山根 清人	平成30年4月 6日
若土土地改良区	米田 耕作	米田 收	平成30年4月 10日

〈お詫びと訂正〉

土地改良だより第473号3ページに掲載の「新役員」の記事内に誤りがありました。正しくは、下記のとおりです。関係者の皆様に、ご迷惑をおかけいたしましたこと深くお詫び申し上げます。

(誤) 理 事	山 本 公 孝	(上北条土地改良区理事長)
(正) 理 事	小 谷 俊 一	(久米ヶ原土地改良区理事長)

水土里ネットとつとり職員研修会を開催

5月11日（金）に本会全職員を対象とした研修会を土地改良会館において開催しました。最初に、鳥取市立病院総合診療科診療部長の懸樋英一医師から、「出張がん予防教室」と題して、ご講義頂きました。

懸樋氏からは、「がんは鳥取県内で死因の第1位であり、なおかつ年々増加している。がんは40歳代以降から急激に発生しやすくなるが、女性については、子宮がん・乳がんが30歳代からでも発生の可能性が高いことに留意する。がんのリスクを確実に上げるものとして、喫煙・肥満・飲酒などが挙げられる。また、がんの発見の遅れにより身体的な負担・経済的な負担・精神的な負担が重くなる一方となるので、早期がんを見つけることが重要となる。」と話されました。がん検診・健康診断を定期的に受診することが、がんの早期発見・早期治療につながるのだと皆が改めて認識しました。

次に、技術管理課山本係長から、「働き方改革実現のための提案」と題して講義がありました。その中で、本会にて現在利用されている文書管理ソフト「ドキュワーケス」の有用な機能、さらにな今後予定しているクラウドサービスを利用した機能の拡張などについて話がありました。

また、「とつとり水土里の女性会」会長の檀床和子氏から、とつとり水土里の女性会についての説明と協力の要請がありました。今年度活動目的として、研修会に加えて、女性会によるサッマイモの植え付けと収穫を計画しているとのことでした。

最後に、全国水土里ネット会長会議顧問の宮崎雅夫氏が「土地改良は未来への礎」と題し、自身の経験を踏まえた今後の土地改良を含めた農業の在り方と自身の展望について話されました。



懸樋英一医師による講義



宮崎雅夫氏による研修



職員全体写真

職員研修会後、懇親会があり、普段会えない職員との交流、そして、各所・各課の個性あふれる発表で、職員相互の親睦を深めました。また、宮崎雅夫氏も懇親会に参加され、職員と歓談されました。

とっとり水土里の女性会 通常総会及び研修会を開催

6月4日(月)北栄町中央公民館において、とっとり水土里の女性会通常総会及び研修会を開催しました。

最初に檀床会長が「会員相互の親睦をさらに深めつつ、いろいろな意見を忌憚なく出して頂き、この会を進めて行きたい。」と挨拶がありました。

続いて、鳥取県土地改良事業団体連合会榎本武利会長、鳥取県農地・水保全課島崎俊宏課長から来賓挨拶して頂きました。

議事として、①平成29年度活動報告及び収支決算について②平成30年度活動計画及び収支予算について③規約の一部改正について、事務局から説明があり、会員から平成30年度の取組み等に関して、ご意見等ありましたが、原案通り進めることになりました。

総会終了後、平成30年度の最初の活動として、「災害と男女共同参画」と題して、とっとり震災支援連絡協議会佐藤淳子事務局長からご講演頂きました。



檀床会長挨拶



佐藤淳子氏による研修



通常総会の様子

土地改良等に関する相談は、水土里ネットへお問い合わせください

本会では、会員の皆様からの土地改良事業に関する様々な相談を受付しています。法的な相談に対しては、顧問弁護士による対応が可能ですので、是非ご活用下さい。平成29年度は、54件の相談を受付しました。(その内、弁護士相談は、5件)



弁護士相談の様子

■定期相談日

毎月5日(土日祝の場合翌日)

定期相談日以外についても随時受付いたします。
(会計監査相談員、弁護士による対応は、日程調整させて頂きますので事前に、ご相談下さい。
また、弁護士費用は原則無料。但し、案件によっては費用負担を生じる場合がございます。)

また、適切な会計処理の実施と不祥事防止を図るために、会計・監査に精通した学識経験者を相談指導員として配置し、個別研修も受付しておりますので、新任の理事、監事向けの勉強会等には是非ご活用下さい。

元気女子発見隊 Real Voice

元気に活躍されている
女性職員を順次ご紹介!



今回は、鳥取県農業試験場日下真紀(旧姓:谷口真紀)研究員(とっとり水土里の女性会メンバー)をご紹介します。

鳥取県農業試験場(以下、農試)に配属されて、2年目の初夏を迎えます。農試では、約14haのほ場で、稻・麦・大豆の様々な品種を栽培しています。最近では、カレーに合う香りお米『プリンセスかおり』を世に送り出し、全国に鳥取の名を知られるところとなりました。これは、日頃からお世話になっている大口堰土地改良区さんのおかげだと思います。もちろん、十数年に及ぶ品種改良担当の努力の結果でもあります、ほ場すべてに必要な量の用水を必要なタイミングで潤沢に使える環境でなければ、成し得なかつたことだと思います。



農場試験場のは場約14ha

さて、近年はお米だけではなく、水田転作野菜の研究でアスパラ、白ネギ、ブロッコリーなども試験栽培しています。転作する場合、どの品目であれネックになるのは排水性の問題で、ほ場の排水性向上が農試の研究課題の一つのテーマとなっています。私の仕事もその一端を担っており、「農業用機械を利用した排水対策手法の確立」を目指しています。農業用機械開発にも携わり、最近では「白ネギ用のローラー式培土器」開発に力を入れています。これは、弓浜地区の白ネギ農家から相談を受けて始まったもので、重労働な土寄せ(鍬でネギの株元に土を押し込む)作業を機械化できないかというものです。前任者が着手してから二年越しに、現地試験を繰り返してようやく形になりました。現在、製品化に向けてパートナー企業を探しているところです。

これまで農試でのお仕事を紹介させていただきましたが、プライベートでは、趣味のサーフィンに精を出しています。定期休み毎に良い波であるわけではないですし、同じ波



は二度と来ないので、反復練習はできず上達が難しいスポーツです。進歩しない自分にイライラしますが、「また次の波が来るさ」と思うようにしています。お仕事も同じで、今すぐうまくいかなくても、努力を続けたり考え方を変えたりすると、きっと何らかの形で実を結ぶのではないかと思います。農家の役に立ちたいという気持ちが根本にありますが、限られた研究期間の中で成果を出すことは容易なことではありません。焦りますが、農試にいる間は欲張らず、①1つでも多くの技術を身に着けること、②農業の考え方、農家の気持ちをくみ取ることの2つを目標にしています。

最後になってしましましたが、最近「水土里の女性会」に加えていただきました。農試にいるからこそお手伝いできることもあると思いますので、気軽にご連絡いただければと思います。これからもどうぞよろしくお願ひします。

(次回は、羽合土地改良区中村純子さんをご紹介します。)

編集後記



全体研修会では、普段会えない職員さんたちとの懇親会が楽しかったです。その懇親会の写真が [Facebook](#) に載せてあります。また本会に関連した日々の出来事も載せているので興味のある方はぜひ見てください。